

さ図協第4号

平成26年11月17日

さいたま市立中央図書館
館長 早川 恭子 様

さいたま市図書館協議会
委員長 田 中



さいたま市図書館への指定管理者制度導入について（答申）

さいたま市図書館協議会は、平成25年11月12日付、教生中図管1158号で諮問のありました、「さいたま市図書館への指定管理者制度導入について」に関して、「少なくとも『さいたま市図書館ビジョン』の実施期間中は、指定管理者制度の導入は行わないことが望ましい」と答申するものです。この答申は、今後の時代の変化や要請に応じて、図書館のあり方を継続的に検討することまで排除するものではなく、将来的に柔軟な対応にも道を残すものです。



さいたま市図書館への指定管理者制度導入について

平成26年11月

さいたま市図書館協議会

目 次

1	はじめに	P.1
2	検討の経緯	P.2
	(1) 管理運営形態について		
	(2) さいたま市図書館を取り巻く状況		
	(3) 新たな管理運営形態の検討について		
3	評価	P.6
	(1) 図書館の利用者及びボランティア団体からの評価		
	(2) 「指定管理者制度導入の判断基準表」にもとづく指定管理者制度への評価		
4	指定管理者制度の導入について	P.12
5	おわりに	P.14

参考資料

- (1) 諮問書写し
- (2) 「図書館の管理運営に関するアンケート（来館者）」調査結果
- (3) 「図書館の管理運営に関するアンケート（ボランティア団体）」調査結果
- (4) 指定管理者制度導入の判断基準表及び集計結果一覧
- (5) 政令市図書館の比較
- (6) さいたま市の読書・図書館利用傾向
- (7) さいたま市図書館協議会委員一覧
- (8) さいたま市図書館協議会審議経過

1 はじめに

さいたま市図書館協議会は、平成 25 年 11 月 12 日付で、さいたま市立中央図書館長から「さいたま市図書館への指定管理者制度導入について」の諮問を受けました。これは、さいたま市が推進する行財政改革のもと、更なる民間力の活用を進めるなかのひとつの手段として、図書館への指定管理者制度の導入の是非を問うものです。

我が国においては、昭和 25 年に新憲法下で図書館法が公布されました。昭和 29 年の「図書館の自由に関する宣言」（全国図書館大会採択）では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」と冒頭で謳っています。大正 13 年に開館した大宮町立図書館を端緒に歴史を歩み始めたさいたま市の図書館も、その「任務」のもとでサービスを展開しています。

さいたま市は、平成 13 年に浦和・大宮・与野の 3 市が合併して誕生しました。平成 15 年には政令指定都市となり、平成 17 年に岩槻市が合併して現在に至ります。現在のさいたま市図書館は 24 の図書館を有し、125 万 5 千人（平成 26 年 4 月 1 日現在）を超える市民を前にして、更なる効果的・効率的な管理運営が求められています。

図書館への指定管理者制度の導入については、東京都千代田区の千代田図書館や佐賀県武雄市の武雄市図書館・歴史資料館がマスコミでも多く取り上げられているほか、独自のサービスを展開する導入事例が耳目を集めています。他方、コスト削減によるサービスの低下や労働条件の悪化などの問題点も日本図書館協会などにより指摘されており、平成 23 年 1 月には当時の総務大臣が、図書館への指定管理者制度導入はなじまないという発言をしています。

このようなことから指定管理者制度の導入については、熟議を重ねたうえで、さいたま市図書館を利用する市民にとって最も適したあり方を見定めるべきだと考えます。

図書館協議会では、他の自治体の事例や先行する議論、図書館利用者へのアンケートなどをもとに考察を深め、数度にわたる審議を経て、ここに答申をまとめました。この答申が、今後のさいたま市の図書館運営に資することを、ひいては図書館サービスのより一層の充実に役立つことを期待します。

2 検討の経緯

(1) 管理運営形態について

さいたま市の図書館は、利用者の要望に幅広く応えるため、様々な改革を行ってきました。平成 17 年 3 月に図書館コンピュータシステムの一元化を実施し、平成 17 年 6 月からはインターネットからの予約サービス等を開始しています。平成 19 年 5 月には、図書館運営の新しい取組として民間の力を導入することにより、9 つの拠点図書館と 3 つの分館で窓口等業務委託を開始し、11 月には市民の利便性を考え中央図書館を駅近の商業施設・コミュニティ施設内に開館しました。それに伴い中央図書館を中心に拠点図書館、地区図書館、分館という体制に組織の再編を行いました。また、平成 20 年 5 月には PFI 方式による北図書館が開館しました。この年初めて全館の貸出数の合計が 1,000 万点を超え、国内でも指折りの図書館に成長し、人口一人当たりの貸出数などいくつかの指標では全国の政令市の中で 1 位となっています。

新規図書館の開館及び利用の拡大に対応するため、図書館組織の再編だけでなく管理運営形態の見直しにも着手し、平成 22 年度策定の「さいたま市行財政改革推進プラン 2010」に基づき、平成 24 年度から地区図書館業務の委託化を順次進め、平成 26 年度には地区図書館 10 館が全て委託化されました。また、平成 24 年度からは効果的・効率的な運営のために休館日の分散化と利用時間の見直しを行っています。

以上のように、さいたま市図書館では社会の変化や市民の要望に合わせ、システム・組織・運営形態・利用時間などを変更し、さらに市民が利用しやすい図書館となるよう努力を続けています。

(2) さいたま市図書館を取り巻く状況

さいたま市図書館では、先述のように組織の再編や地区図書館業務の委託化など様々な改革が実施されていますが、ここでは具体的な数値について述べていきます。

さいたま市図書館の職員数は、平成 18 年度は全 20 館で図書館の正規職員数 210 名となっていました。平成 26 年度においては全 24 館で正規職員数 179 名と 1 割以上減少しています（表①参照）。図書館の数を増やす一方で、組織の再編や委託の推進などの改革を進め、増員は図らずに現在に至っています。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人数	210 名	199 名	198 名	201 名	201 名	203 名	189 名	182 名	179 名
館数	21	22	23	23	23	23	24	24	24

次に、資料費に着目してみると、平成 18 年度は 262,635 千円ですが、平成 25 年度においては、平成 18 年度に比べて中央図書館を含めた 4 館が新規に開館（中央図書館開館に伴い 1 館が閉館）したにも関わらず、209,753 千円と減少しています。ただし、図書館の組織

再編により、中央図書館での選書選定会議による集中選書が実現したため、さいたま市図書館では少ない資料費であっても、同じタイトルの資料の発注を抑えて、より多くの資料を網羅的に収集する仕組みを構築しており、図書館に求められる機能そのものは低下していないとされています。

なお、平成24年度から実施した地区図書館の委託化による削減効果額は平成25年度から平成28年度までの4年間で198,980千円を見込んでいるとのこと（表②参照）。

また、広告事業について平成19年度より図書館ホームページのバナー広告を開始し、平成23年1月からは雑誌スポンサー事業、平成25年7月からはパンフレットラック設置事業、同年9月から広告付きマット設置事業を開始しています。平成25年度においては、経費節減額を含めた効果額は217万3千円に達しており、図書館独自の財源の確保の取組は一定の評価に値すると考えます。

いずれにせよ、図書館の新規開館や貸出・予約など図書館利用が拡大する一方で、さいたま市を取り巻く厳しい行財政の状況は今後も続くことが予想されます。そのため、これらの課題を解決するためには、今後も業務の効率化などを図っていく必要があります。

(表②)『さいたま市行財政改革推進プラン2013』（2013.12. p23）より抜粋 【現状(平成25年3月末時点)】				
		【地区図書館における委託の状況】		
平成19年度に中央図書館、拠点図書館9館、分館3館の窓口業務を委託しました。さらに、平成24年度から平成26年度までの3年間で、地区図書館10館の窓口業務委託を順次進めることとし、平成24年度は5館を委託しました。		H24	委託館数	5館
			人員効果	21人
			財政効果	44,675千円
平成25年3月31日時点の窓口業務委託館数 全24館中 18館				
② 各年度の工程・取組指標等				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
工程	地区図書館の窓口業務の委託			
	3館（累計8館） 窓口業務委託の検証	2館（累計10館）	新設1館（累計11館）	
	民間力活用の検討		検討結果の推進	
取組指標	① 地区図書館の窓口業務委託による人員効果			
	9人	6人	3人	—
	—	—	—	—
			平成25-28年度 財政効果	
			198,980 千円	

(3) 新たな管理運営形態の検討について

平成 25 年 3 月に策定した『さいたま市図書館ビジョン』では「管理・運営形態のあり方について総合的に検討し、サービス網の整備と質の向上を図ります」としており、地区図書館の委託化に留まらず、運営形態について総合的な検討を行うことが明記されています。

そのような中、さいたま市では、市が行う事業の見直しや再構築にかかる庁内の議論を公開の場で行う、「さいたま市行財政改革公開審議」を平成 22 年度から実施していましたが、平成 25 年 8 月に開催された同公開審議において、図書館事業が審議対象となり「図書館運営の見直しについて」というテーマで審議がなされ、図書館に対して指定管理者制度導入の検討を求める声があがりました。

これを契機として、さいたま市立中央図書館長からさいたま市図書館協議会に対して、「さいたま市図書館における指定管理者制度導入について」諮問がなされ、これを受けて図書館協議会では数度にわたる審議を行ってまいりました⁽ⁱ⁾。

【指定管理者制度について】

地方自治法では、図書館を含む「公の施設」の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる、と規定しています。公の施設は、設置者自らが管理運営することを原則としていますが、その設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときに限って、指定した団体・企業に管理を委ねることができます。

日本国内の地方公共団体が設置した公立図書館は平成 23 年 10 月の時点で 3,249 館となっていますが、そのうち指定管理者制度が平成 23 年 10 月までに導入された図書館は 347 施設で、導入率は全体の 10.7%にとどまっているものの、平成 15 年に指定管理者制度が創設されて以降、年々、指定管理者制度を導入する図書館は増加する傾向にあります⁽ⁱⁱ⁾。

一般的に、指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービス向上を図るとともに、経費の削減を図ることとされていますが、図書館に指定管理者制度を導入することによって、具体的には、「サービスの向上」「利用者満足度の向上」「業務効率の向上による経費の節減」「民間ならではの新規事業」「利用時間の拡大」などが期待されています。

また、実際に指定管理者制度を導入している自治体の事例を調査し、様々な形態で指定管理者制度を運用していることを確認しました。図書館事業を全て指定管理者によって運用し、自治体が図書館事業にあまり関与しなくなる事例がある一方で、図書館の施設部分のみ指定管理者によって運用している山梨県立図書館の事例、自治体が創設した外郭団体が指定管理者になり図書館を運営する武蔵野プレイスの事例などもありました。

【指定管理者制度の問題点と評価方法】

日本図書館協会は平成 22 年に「民間において図書館の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有した事業者があるか、指定期間が限られているもとの事業の蓄積、発展ができ

るか、経費節減により図書館で働く人たちの賃金等労働条件に安定性を欠く事態が招来しないか、など指定管理者制度にある本質的ともいえるべき問題点があります」⁽ⁱⁱⁱ⁾として、図書館に指定管理者制度はなじまないとの見解を表明しています。図書館協議会においても、指定管理者制度については、利点だけでなくさまざまな問題点があると考え、慎重に検討を進めてまいりました。

また、さいたま市図書館では、平成26年1月末から2月初旬にかけて「図書館の管理運営に関するアンケート」^(iv)を各館で実施し、来館者より584件の回答をいただきました。また、同時期に図書館と関係しているボランティア団体38団体に同様のアンケートを実施、30団体より回答を回収しました^(v)。図書館協議会では、これらアンケートの結果や、他自治体における図書館の事例に関する調査に基づいて議論を重ねてまいりました。

図書館の管理運営形態を検討するにあたり、図書館協議会では、10項目39基準という独自の『指定管理者制度導入の判断基準表』を設け、評価を行うことにしました。それぞれの判断基準は、文部科学省が平成24年12月に出しました『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』や、他市の事例などを参考にして設けました。

評価は、「○：対応可能」「△：対応することが難しい」「×：対応できない」とし、図書館協議会委員全員による回答による評価方法をとりました。協議会委員による評価をとりまとめた一覧は参考資料(4)のとおりです。

【判断基準10項目】

- 図書館の基本理念や目標に関すること
 - ① 図書館が目指すべき姿の実現について
 - ② 図書館の目的・役割とその機能について
- 図書館の運営・管理に関すること
 - ③ 地域の特性を踏まえた運営について
 - ④ 高い専門性や豊富な経験を持つ職員の確保について
 - ⑤ 図書館の各種施策の実施について
- 図書館のサービスに関すること
 - ⑥ サービスの質の維持・向上について
 - ⑦ コスト削減効果について
 - ⑧ 民間企業について
 - ⑨ 市民ニーズを踏まえたサービスの実施について
 - ⑩ 開館日および利用時間について

(i)参考資料(1)参照

(ii)文部科学省「平成23年度社会教育調査」

(iii)日本図書館協会「公立図書館の指定管理者制度について」(2010年3月)

(iv)参考資料(2)参照

(v)参考資料(3)参照

3 評価

(1) 図書館の利用者及びボランティア団体からの評価

平成 26 年 1 月末から 2 月初旬にかけて『図書館の管理運営に関するアンケート』が実施され、そのなかの「図書館の管理運営に民間力を活用することについてどう思いますか」という問いに対し、来館者から計 584 件、ボランティア団体（代表者）から計 30 件の回答が得られました（表③参照）。

これによると、「今のままでよい」「窓口業務も市職員が行ったほうがよい」という回答が、来館者で約 5 割、ボランティア団体で約 9 割を占める結果となる一方で、来館者の 3 割強が「さらに民間力を活用した方がよい」となっています。

また、『平成 25 年度 さいたま市図書館の利用に関するアンケート集計結果』（平成 25 年 9 月実施）では、現在の図書館サービスに対する来館者の満足度が高いものとなっています（約 8 割が「満足」または「やや満足」と回答、表④参照）。

	来館者		ボランティア団体	
	回答数	構成比	回答数	構成比
今のままでよい	232 件	39.7%	16 件	53.3%
窓口業務も市職員が行ったほうがよい	66 件	11.3%	10 件	33.3%
よくわからない	51 件	8.7%	3 件	10.0%
さらに民間力を活用した方がよい	212 件	36.3%	1 件	3.3%
－(未記入)	23 件	3.9%	－	－
合計	584 件	100%	30 件	100%

『図書館の管理運営に関するアンケート調査結果』より作成

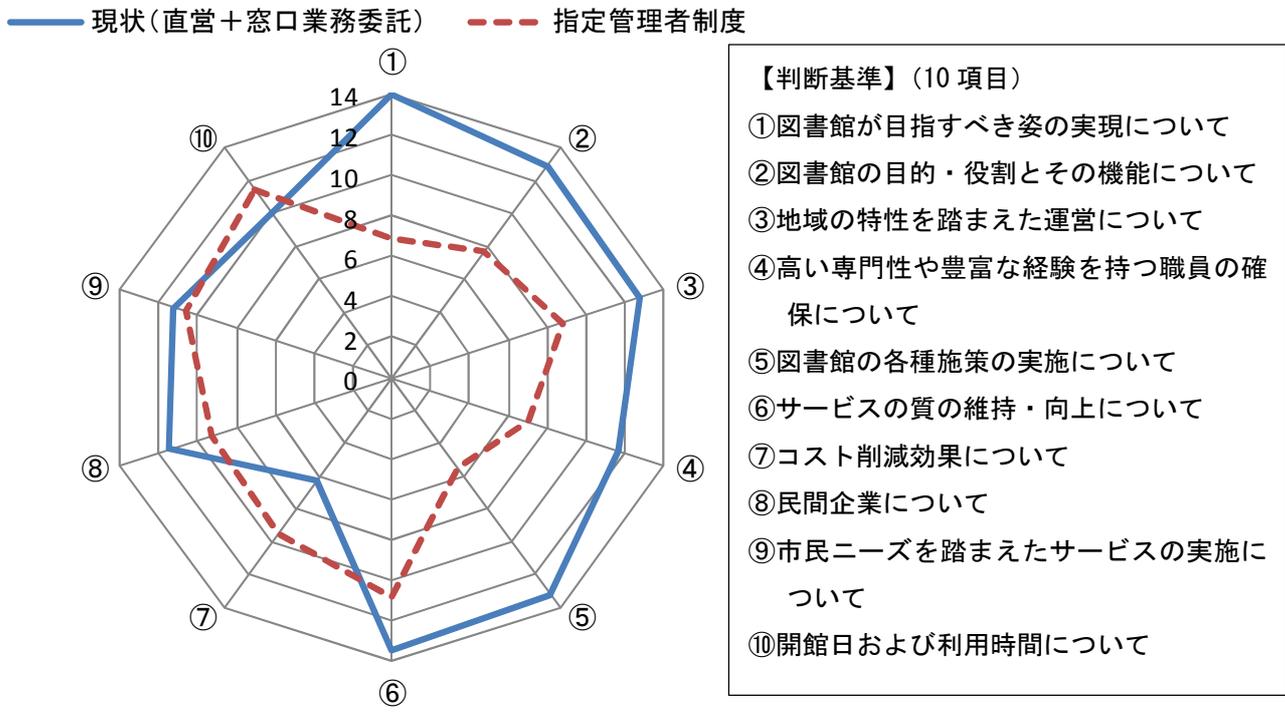
	満足	やや満足	やや不満	不満	合計
図書館の施設・設備について	696 件 (38.8%)	781 件 (43.5%)	246 件 (13.7%)	72 件 (4.0%)	1,795 件 (100%)
案内表示のわかりやすさ	593 件 (33.8%)	858 件 (49.0%)	258 件 (14.7%)	43 件 (2.5%)	1,752 件 (100%)
本や雑誌、CD等の探しやすさ	495 件 (28.5%)	855 件 (49.2%)	342 件 (19.7%)	46 件 (2.6%)	1,738 件 (100%)
職員の対応・説明について	1,001 件 (56.8%)	630 件 (35.7%)	101 件 (5.7%)	31 件 (1.8%)	1,763 件 (100%)
予約・リクエストサービスについて	821 件 (50.8%)	603 件 (37.3%)	133 件 (8.2%)	60 件 (3.7%)	1,617 件 (100%)

『平成 25 年度 さいたま市図書館の利用に関するアンケート集計結果』より作成

(2) 「指定管理者制度導入の判断基準表」にもとづく指定管理者制度への評価
 図書館協議会では、指定管理者制度の導入を検討するにあたり、大きく10項目に亘る判断基準を設定しました。そしてそれぞれにつき、現状で対応が可能かどうか、指定管理者制度を導入した場合に可能かどうかを、各図書館協議会委員が判断しました(14名の委員が回答、詳細は添付の資料(4)を参照)。これを点数化してレーダーチャートにしたものが、下記のグラフとなります。

グラフは、実線が“現状(直営+窓口業務委託)(vi)”を、点線が“指定管理者制度”を示しています。全体を俯瞰しますと、10項目中8項目において、直営と窓口業務委託を併用している現状の方が、対応可能な部分が多いという結果が示されました。

(グラフ) 「指定管理者制度導入の判断基準表」による評価結果(レーダーチャート)



(評価・点数の見方)

評価は○:対応可、△:対応することが難しい、×:対応できない、の三択。
 点数は○を1点、△を0.5点、×をマイナス1点として合計したもの(14点満点)。

以下は、①～⑩の判断基準に基づいた評価の内容と、これまでに開催された協議会において各委員から出された代表的な意見を順に纏めたものです。

① 「図書館が目指すべき姿の実現について」(現状:14点、指定管理者制度:6.8点)

これは、現状が満点(14点)となった一方、指定管理者制度の評価が低い項目となり

ました。その背景として、契約期間が限定されている指定管理者が、図書館運営に求められる長期的な視点をどの程度持ちうるかについて、懸念が大きいこと等が挙げられます。

<代表的な意見>

- ・指定管理者は契約期間（3～5年）を跨ぐ、中長期的な施策への対応は難しい。
- ・図書館の使命は多様であり、指定管理者による運営には困難が伴う。

②「図書館の目的・役割とその機能について」（現状：12.9点、指定管理者制度：7.7点）

指定管理者においても、無料の原則の維持や、定められた業務の遂行についてはまずまずの評価が得られたものの、資料や蔵書を長く保存・維持できるかという点では疑問視する向きが多くありました。また、事業の継続性が確保されるかについて、リスクの存在が指摘されました。

<代表的な意見>

- ・指定管理者は契約期間（3～5年）を越えた中長期的な視点を持ちにくいことから、資料保存や蔵書構成の継続的な維持などが難しい。
- ・資料や情報の提供といった機能は、契約内容や選定する指定管理者によっては対応可能ではないか。
- ・指定管理者の経営が悪化した場合、継続性が確保できなくなるというリスクがある。

③「地域の特性を踏まえた運営について」（現状：12.8点、指定管理者制度：8.8点）

学校図書館やボランティア団体と指定管理者との連携については、否定的な意見は多くはありませんでした。もっとも、地域資料の収集・保存や他の行政組織との連携は容易ではないとする見方が多数を占めました。

<代表的な意見>

- ・学校図書館やボランティア団体との連携については、相互の信頼関係構築を配慮した契約内容であれば、指定管理者においても対応可能である。
- ・図書館関係団体のアンケート結果では、指定管理者との信頼関係構築が難しいとの回答が多数あり、直営継続を求める声は非常に多い。
- ・地域資料の継続的な収集・保存については、指定管理者の契約期間を越えた中長期的な事柄であるため難しい。
- ・市の他の行政組織と指定管理者の間での情報共有や意思伝達は難しい。

④「高い専門性や豊富な経験を持つ職員の確保について」

（現状：11.7点、指定管理者制度：7.0点）

この評価項目については、現状でも必ずしも高い評価とはなりませんでした。指定管理者制度の下で現状からの改善を見込むような回答は得られませんでした。特に、「指定管理者が複数になった場合の、図書館ネットワークとして統一した運営」「全ての図書

館での均質なサービスの提供」については、指定管理者による対応は難しい、という評価でした。

<代表的な意見>

- ・契約期間がネックになり、人材が育たないのではないか。
- ・職員の能力については、契約期間というネックがあるものの指定管理者においても十分確保できる。
- ・図書館ネットワークとしての統一した運営や、均質なサービスの提供については、全館を同じ指定管理者が運営しないかぎり難しく、効率的な図書館運営を阻害する恐れがある。
- ・指定管理者と設置者の意思疎通に問題が生じている事例が多く、困難が予想される。
- ・指定管理者が替わった場合でも、マニュアルなどが引き継がれる仕組みが必要。

⑤「図書館の各種施策の実施について」（現状：13.3点、指定管理者制度：5.5点）

この項目は、現状と指定管理者制度とで最も点数の乖離が大きいものとなりました。これは、長期に亘る図書館評価を実施できるかについて、疑問が呈されたことが要因です。

<代表的な意見>

- ・図書館評価の継続性が担保できない。
- ・契約に無い業務を指定管理者は行うことができない。

⑥「サービスの質の維持・向上について」（現状：13.5点、指定管理者制度：10.8点）

指定管理者のサービスについては期待する声も相応にあり、点数は全体として高いものとなりました。ただし、図書館に求められる中立性、公平性の確保などの点での評価は、十分とは言い難いものとなりました。

<代表的な意見>

- ・現状のサービスに対する市民満足度は高いが、指定管理者においても契約内容にもよるが、同様のサービスは提供できる。
- ・カフェの運営や物販などは民間のノウハウを活用できる。
- ・契約期間内に、指定管理者が利用者との信頼関係を構築できるのか疑問が残る。

⑦「コスト削減効果について」（現状：6.3点、指定管理者制度：9.5点）

このコスト削減効果は、指定管理者制度の方が現状よりも高く評価された項目です。もともと、「（導入によりもたらさせる）金銭的な効果」、「提供されるサービスのコストパフォーマンスが、現況より優れているのか」については、今の段階では判断できないとの意見があるなど、評価を保留する委員の方が過半に至りました。また、指定管理者制度の下で可能と見られているコスト削減は、サービスの低下や負の影響を伴う可能性

があることも指摘されました。

<代表的な意見>

- ・サービスの質を落とすのも可とすれば、コスト削減は取組み可能。
- ・指定管理者制度を導入すれば一定のコスト削減を期待できるが、サービス低下をまねかないようにする必要がある。
- ・現時点ではコスト削減まで評価できない。

⑧「民間企業について」(現状：11.5点、指定管理者制度：9.3点)

民間企業が指定管理者に選ばれた場合、創意工夫に期待する声は大きく、その点での評価は高いものでした。一方で、当該企業の安定性や継続性を担保できるのかについては、難しいのではないかという声が大半を占めました。

<代表的な意見>

- ・企業を指定管理者に選定する際に、気をつければよい。
- ・指定管理者が民間企業である場合は、継続性に問題がある(企業実態をモニタリングするには、ノウハウやコストが相応に必要)。

⑨「市民ニーズを踏まえたサービスの実施について」

(現状：11.2点、指定管理者制度：10.6点)

全体として、現状と指定管理者制度の点数が拮抗した項目となりました。指定管理者に期待を寄せる声がある一方で、現状でも満足いくサービスが提供されているとの見方もあることなどが、評価において顕著な差が生じなかった要因と考えられます。

<代表的な意見>

- ・現状でも一定程度のサービスは提供できている。
- ・現状のサービスに対する市民満足度は高いが、指定管理者においても同様のサービスは提供可能である。
- ・指定管理者の方が取り組みやすいサービスもある。
- ・そもそも図書館の施設面での限界・制約があるのではないか。
- ・図書館の目的以外のサービスは不要である。

⑩「開館日および利用時間について」(現状：10.0点、指定管理者制度：11.5点)

この項目は、指定管理者制度の方が高い評価となりました。スタッフの勤務体制(シフト)などの点で、民間企業の方が開館日・利用時間拡大に向けて柔軟に対応しやすいと考えられていると思われます。

<代表的な意見>

- ・現状のサービスに対する市民満足度は高いが、指定管理者においても同様のサービスは提供可能である。
- ・これ以上の開館日拡大や利用時間延長については議論が必要。

(vi) 図書館の業務の委託化の現状

- ・平成 19 年 5 月、9 つの拠点図書館と 3 つの分館で窓口等業務委託を開始
- ・同年 11 月中央図書館開館(窓口等業務委託)
- ・平成 24 年 4 月から地区図書館業務の委託を順次開始

これは、職員が行っていた定型的業務(貸出・返却・書架の整理・予約連絡など)を民間事業者に委託したものです。レファレンス(調べもの)・資料収集・リクエスト処理・相互貸借・資料展示・おはなし会など各種イベントの開催・図書館管理運営など各図書館の基幹的な業務は、引き続き職員が行っています。なお、地区図書館の委託化により、地区図書館の基幹的な業務は、拠点図書館に集約して実施しています。

4 指定管理者制度の導入について

図書館協議会では、指定管理者制度の導入について、情報収集及び分析、検討を重ねた結果、結論を導く材料として、大きく以下の5点を確認しました。

第一に、さいたま市では、24館の一体的な管理の実施、商業施設やコミュニティ施設への併設、窓口業務の委託などが既に実施され、多くの市民による利用および効率的な運営の実績をあげており、結果として市民から一定の評価が得られています。実際、3評価(1)で述べたように、『平成25年度さいたま市図書館の利用に関するアンケート集計結果』において、約8割の方から現状に満足している旨の回答が得られており、現在のさいたま市の図書館サービスは支持されていると見ることができます。

二点目ですが、先に纏めたように、指定管理者制度については、協議会委員から様々な問題点や懸念点が提起され、現状を明確に上回る導入メリットを見出せませんでした。詳細は3評価(2)で述べたとおりですが、図書館法や『さいたま市図書館ビジョン』で示された図書館の使命等は、図書の貸出管理にとどまらず、多様かつ継続的な取り組みが求められるところであり、有期の契約である指定管理者制度を導入することは、使命達成に困難が伴うと考えられます。

第三には、図書館の持つ固有の性質があります。図書館はいわゆる箱物ではなくて、蓄積されてきた蔵書や各種資料に極めて高い価値があるため、指定管理者制度が導入されている他の施設(体育館や各種ホール、コミュニティーセンターなど)のように、指定管理者はなじみにくいと思われれます。また、“地域の知の拠点”として広く住民にサービスを提供する図書館と、収益(儲け)を追求せざるを得ない指定管理者(民間業者の場合)とでは、図書館運営の目指す方向性が一致しない可能性が十分にあり、もし蔵書や資料が丁寧に蓄積・管理されなければ、長い目で見て図書館が劣化してしまうのではないかと、という危惧もあります。

第四に、コスト削減の成果と困難さが挙げられます。市財政の中の図書館費は、平成25年度決算(24億2999万3千円)を5年前の平成20年度決算(27億4354万2千円)と比較すると、約3.1億円の減少となっています。このように、コスト削減についてある程度の効果は上がっていると思われれます。また、一般に、指定管理者制度を導入すれば図書館の運営コストが下がるという印象がありますが、指定管理者を公募して複数の企業や団体から絞り込み決定する場合、選定過程において財務内容や実績、風評等を比較検討する必要性が生じることに伴い、それなりのコストが想定されます。また、選ばれた企業・団体に問題がないかどうかを契約期間中にモニタリングする必要性まで考え合わせると、そのコストも無視できないものになると思われれます。したがって、コスト面での比較は実は容易ではなく、コスト削減を主な動機とした指定管理者制度の導入には更なる研究を要すると考えます。そもそもの原則論として、サービスとコストはトレードオフ(二律背反)の関係にあり、コスト削減はサービス低下を招くものであるという認識も必要です。

最後の五点目は、時間軸の観点です。現在の『さいたま市図書館ビジョン』(平成25年3

月策定)が策定されてまだ2年にも満たないわけですが、いくつかの点で改革が進んでいます。この図書館ビジョンが平成32年度までを目途として作成され、実行されていることを踏まえると、少なくとも平成32年度までは、現行の管理運営体制を基本として、図書館サービスの更なる向上を図っていく時間軸の考え方が必要と思われる。

以上のことから、本答申としては「少なくとも『さいたま市図書館ビジョン』の実施期間中は、指定管理者制度の導入は行わないことが望ましい」と考えるに至りました。当然ながらこの結論は、今後の時代の変化や要請に応じて、図書館のあり方を継続的に検討することまで排除するものではなく、将来的に柔軟な対応にも道を残すものです。

なお、図書館協議会にて指定管理者制度について議論をするなかで、図書館運営のあり方につき色々な意見が出されましたので、ここでまとめて付言させていただきます。まずは、アンケートに代表されるように、今後も利用者の声に耳を傾け続け、サービスの改善・向上を継続することです。そして第二に、図書館が実施していることや考えていることを、積極的に市民へ情報発信することです。第三は、今まで以上に効率的な図書館運営を心掛け、コスト削減の実績を残してほしい、ということです(収益を上げてコストを補う取り組みにも期待)。第四には、公的機関であっても、できることには萎縮せず、トライ&エラーの精神でもって積極的にチャレンジしてほしいと思います。そして最後に、今回の指定管理者制度の検討過程で行なわれた、全国各地の図書館の状況把握に今後も務めてほしい、ということです。以上の5つを、要望事項として挙げさせていただきます。

5 おわりに

さいたま市図書館は、『さいたま市図書館ビジョン』において“地域の知の拠点”として位置づけられ、「知的好奇心に応える図書館」、「生きる力を支える図書館」、「市民とともに歩む図書館」、「誰もが安心して使える図書館」という4つの目標の実現を目指して取り組んでおり、さいたま市の市民サービスの中でも非常に重要な役割を果たしています。

125万人もの人口を擁するさいたま市にあって、多くの市民に24館で均質な図書館サービスを日々提供することは、オペレーションを行なうだけでも大変なことだと考えます。そうした状況下、全国の政令市(20市)のなかで、さいたま市は「人口1人当たりの貸出数」8.5冊(全国の政令指定都市平均4.8冊)、「人口1人当たりの予約件数」2.1件(同じく平均0.9件)がトップになるなど、立派な実績を上げています。

マスコミでしばしば報じられていますが、全国的に見て、指定管理者制度の導入により、利用者の増加などの効果があった図書館はいくつか存在するようです。これは大変注目すべきことで、一定の条件の下では、導入が図書館事業の活性化に有効であることを示していると思われ、十分な検討を行わないまま導入を一律に排除すべきではないと考えます。

しかしながら、指定管理者制度の成功例とされる事例の多くは、導入の経緯を調べてみると、人口が数万人規模と少なかったり、町おこしが課題となっていたり、そもそもサービスについて利用者の満足度が低い(年間の休館日が多いなど)といった地域ならではの個別の要因が背後にありました。ゆえに、状況の大きく異なるさいたま市にただちに適用できるとは考えにくいところがあるのも事実です。

今回の答申では、既述のように、結論を「少なくとも『さいたま市図書館ビジョン』の実施期間中は、指定管理者制度の導入は行わないことが望ましい」としました。もちろん、利用者のニーズは今後変化するでしょうし、将来的に時代の要請として新しいものがこれから出てくる可能性もあります。現に例えば、スマートフォンの普及により個人の情報取得の多様化が進展しています。そうした観点から、今回の結論を固定的なものとして捉えて思考停止に陥るのではなく、直営図書館も指定管理者制度を導入した図書館も含めて、全国の事例を引き続き収集、調査・研究しながら、さいたま市に合った図書館づくりを追求していくことが肝要と考えます。

以 上

教生中図管第1158号
平成25年11月12日

さいたま市図書館協議会
委員長様

さいたま市立中央図書館
館長 早川 恭



さいたま市図書館への指定管理者制度導入について(諮問)

図書館法第14条第2項の規定により、下記に掲げる事項について、理由を付して諮問します。

記

1 諮問事項

さいたま市図書館への指定管理者制度導入について

2 諮問理由

さいたま市図書館では、図書館ホームページへのバナー広告の掲載、民間事業者に雑誌の購入費用をご負担いただく雑誌スポンサー事業等により、図書館独自の歳入の確保、歳出の縮減を図るとともに、窓口業務の民間委託により、効果的、効率的な管理運営に取り組んでいるところです。

平成26年度には、現在進めている地区図書館10館の窓口業務の委託化が完了いたしますので、委託化の効果を検証してまいりたいと考えております。

併せて、市民の皆様にとって、より良いサービスを提供できるよう、指定管理者制度等の更なる民間力の活用についても検討してまいりたいと考えております。

つきましては、さいたま市図書館の管理運営に指定管理者制度を導入することがふさわしいか、さいたま市図書館協議会に諮問いたします。

以上

「図書館の管理運営に関するアンケート」調査結果
(対象：来館者)

- 実施時期 平成 26 年 1 月 29 日(水)～2 月 4 日(火) ※開館日数 6 日間
※但し、実施期間中蔵書点検を実施する図書館は、次の通りに期間を変更し、実施日数を揃えた。
- 東浦和図書館 1 月 29 日(水)～2 月 2 日(日)、2 月 8 日(土)
与野図書館 2 月 1 日(土)～2 月 7 日(金)

■回答数	全館	584 件
上位 5 館		
中央	78 件	13.4%
与野	66 件	11.3%
大宮	47 件	8.0%
北	45 件	7.7%
南浦和	35 件	6.0%

- 問 1 これからのさいたま市の図書館の管理運営に臨むことは何ですか (該当するものを 3 つまで)

◆全館 (複数回答のため回答総数を基準とした構成比) 無回答は、10 件、0.8%であり、ほぼ回答されていることから関心が高い設問と思われる。

開館時間の延長	14.2%
リクエスト、予約サービスの充実	13.9%
閲覧スペースの拡大	12.8%
貸出・返却の利便性の向上	10.5%
休憩スペースの拡大	9.7%

◆中央、拠点図書館(平日 20 時閉館の図書館)は、「リクエスト、予約サービスの充実」、「開館時間の延長」の順だが、地区図書館・分館(平日 18 時閉館の図書館)は、「開館時間の延長」、「閲覧スペースの拡大」と順番は異なる。
館種を問わず、選択肢の 1～5 は上位だが、中央の「レファレンスの充実」が 6 位なのは特徴といえよう。

◆「その他」を選んだのは 140 件。

問 1 の他の選択肢とも重複するが、資料、サービスに関することが多く、次いで館内スペース、職員に関するが続く。

職員については、現状を肯定するだけでなく、資質の向上の他に、「非正規職員」「ワーキングプア」を増やさないこと等への言及もあった。

また、新しいサービスとして図書館外での予約の受取・返却についての意見があった。

■問2 図書館の管理運営に民間力を活用することについてどう思いますか（択一）

◆全館

今のままでよい	232	39.7%
さらに民間力を活用した方がよい	212	36.3%
窓口業務も市職員が行った方がよい	66	11.3%
よくわからない	51	8.7%

◆館種によらず、「今のままでよい」と「さらに民間力を活用した方がよい」が拮抗している。

中央図書館では、「窓口業務も市職員が行った方がよい」の回答も多く、他の図書館と回答の傾向が異なる。

■問3 図書館の管理運営に、さらに民間力を活用した場合、特に留意すべきことはなんだと思いますか(該当するものを3つまで)

◆全館

サービスの低下を招かない	27.4%
個人情報の取扱いを疎かにしない	19.6%
新たな経費を増やさない	14.9%
継続した資料(蔵書構成)の収集	14.1%

◆館種を問わず、「サービスの低下を招かない」、「個人情報の取扱いを疎かにしない」、「新たな経費を増やさない」、「継続した資料(蔵書構成)の収集」が上位(地区館・分館は「経費」と「継続した収集」が逆転しているが、差は3件0.7ポイント)。

「サービスの低下」は約30%、「個人情報」は約20%の回答があり、民間力を活用するに当たっての関心(危惧)がどこにあるか伺える。

地区館・分館は、上位4位に僅差で「地域の特性を踏まえた運営」(12.1%)が続いており、他の館種と傾向が異なる。

◆「その他」を選んだのは41件。

民間力活用の留意点としての「司書の配置」をあげる意見の中には、「本と人を結ぶサービスが提供されるのであれば、職員か指定管理者かは問わない」との指摘も。

設問の主旨に関わらず、現状への要望に関するコメントが多かった。

■問4 あなたの年齢は

◆中央を除く全体的な傾向は、40代、60代、50代の順。

館別に大きな差異は見られない。

「図書館の管理運営に関するアンケート」調査結果
 (対象：図書館で活動しているボランティア団体)

■実施期間 平成26年1月末から2月中旬にかけて、ボランティア団体の代表者宛に郵送でアンケートへの協力を依頼、郵送により回答の回収を実施

■回答数 30件(38団体にアンケート用紙を送付 回収率78.9%)

■問1 これからのさいたま市の図書館の管理運営に臨むことは何ですか(該当するものを3つまで)

イベント(おはなし会、講演会など)の充実	16件	19.5%
学校や保育園に対する支援	13件	15.9%
レファレンスサービスの充実	11件	13.4%
リクエスト、予約サービスの充実	8件	9.8%
バリアフリー(障がい者)サービスの充実	8件	9.8%

◆上位5位までで回答の約70%

◆来館者アンケートの傾向と全く異なり、所属する団体の活動により密接に関係する回答が選択されていると思われる。

■問2 図書館の管理運営に民間力を活用することについてどう思いますか(択一)

今のままでよい	16件	53.3%
窓口業務も市職員が行ったほうがよい	10件	33.3%
よくわからない	3件	10.0%
さらに民間力を活用した方がよい	1件	3.3%

◆来館者アンケートの傾向と異なる(今のままでよいが50%以上、直営が33%。民間力活用3%)

◆図書館活動の支援者として、図書館運営の実際を多少なりと関わった方々の貴重な意見ととらえたい。

■問3 図書館の管理運営に、さらに民間力を活用した場合、特に留意すべきことはなんだと思いますか(該当するものを3つまで)

サービス内容の低下を招かない	26件	30.2%
ボランティア団体や学校など地域との連携	22件	25.6%
継続した資料(蔵書構成)の収集	14件	16.3%
個人情報の取扱いを疎かにしない	10件	11.6%
地域の特性を踏まえた運営	9件	10.5%

◆上位3位までで70%強

◆「サービスの低下を招かない」が30.2%で1位だが、来館者アンケートより3ポイント弱多い。次いで「ボランティア団体や学校など地域との連携」が25.6%、「継続した資料の収集」16.3%と続き、回答者の関心を強く表している。

■問4 これからの図書館運営の管理運営について、ご意見やご要望がありましたらご記入ください

◆コメントの記入 21件

◆現状の管理運営方法の維持、または民間力の活用について懐疑的な意見が4件、まず職員の資質やサービス内容の向上に取り組むべきとの意見が8件、図書館との連携強化について4件、市民の希望を取り入れることに関して直営・民間のノウハウのいいところを併せ持つということで、民間力の活用に前向きな意見が2件。

その他、現状のサービスに満足等3件。

さいたま市図書館協議会

[氏名:]

指定管理者制度導入の判断基準表

○:対応可 △:対応することが難しい ×:対応できない

判断基準	現状 (直営+窓口業務委託)	指定管理者制度	懸念事項等がありましたらご記入ください
1 図書館が目指すべき姿の実現について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・図書館の使命・目的、目標を達成するために有効な手段か			
・長期的な施策への取組は可能か			
・市・教育委員会の新規施策への取組は可能か			
2 図書館の目的・役割とその機能について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・無料の原則を維持できるのか			
・法・条例・業務の仕様書で定められたもののほかに「図書館の自由に関する宣言」などに則った業務の遂行			
・資料の保存が保証されるのか、継続した蔵書構成が維持できるのか			
・県立図書館、市町村立図書館との協力			
・専門的な知識・技術の継続的な蓄積を前提とした資料や情報を提供しているか			
・事業の継続性が確保されるか			
3 地域の特性を踏まえた運営について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・学校図書館との連携			
・地域資料の継続的な収集・保存ができるのか			
・ボランティア団体との連携はできるのか			
・他の行政組織との円滑な連携を実施できるのか			
4 高い専門性や豊富な経験を持つ職員の確保について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・職員のスキルの向上は可能か			
・職員の意見を図書館運営に反映できるか			
・設置者と指定管理者(現状の窓口業務委託者)の意思の疎通は十分行えるか			
・指定管理者が複数(A館にc社、B館にd社…)になった場合に、図書館ネットワークとして統一した運営に支障をきたさないか			
・どの図書館でも、均質なサービスを提供できるか			
5 図書館の各種施策の実施について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・長期にわたる図書館評価を実施できるか			
・市・県・国の新規施策に対応できるか			
6 サービスの質の維持・向上について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・質の高いレファレンスを提供できるか			
・文化事業の開催			
・バリアフリーサービス、多文化サービスの充実がはかれるのか			
・あらゆる世代に向けたサービスの充実がはかれるのか			
・中立性、公平性が確保されるのか			
・図書館業務システムの円滑な運営が維持できるのか			
・督促業務を実施することにより、資料の保存と提供の質を維持できるのか			
7 コスト削減効果について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・導入によりもたらされる金銭的な効果			
・提供されるサービスのコストパフォーマンスが、現状より優れているのか			
・広告事業や物販等により、収益を得ることができるか			
8 民間企業について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・創意工夫が図れる余地があるか			
・企業の安定性や継続性は担保できるのか			
9 市民ニーズを踏まえたサービスの実施について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・市民の意見は反映しやすいか			
・施設は利用しやすいか(施設の修繕)			
・トラブルに対応できるのか(危機事案、警察対応等)			
・図書館の目的以外のサービス(カフェ、物販、交流スペース、展示ホールなど)を提供できるか			
・現状の図書館サービスに対する利用者の満足度は高いか			
10 開館日および利用時間について	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
・開館日の拡大は可能か			
・利用時間の延長は可能か			

さいたま市図書館協議会

[評価欄] ○:対応可 △:対応することが難しい ×:対応できない

指定管理者制度導入判断基準表 集計結果一覧

判断基準		現状 (直営+窓口業務委託)				指定管理者制度				懸念されること
		○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
1	図書館が目指すべき姿の実現について									
	・図書館の使命・目的、目標を達成するために有効な手段か	14			0	2	11		1	・契約期間を越えた長期的な視点は持ちにくい ・他の項目にも当てはまるが、原則として契約事項に組み込めれば指定管理者でも対応可能 ・図書館法やさいたま市図書館ビジョンに示された図書館の使命等は、図書の貸出管理にとどまらない多様なものであり、図書館事業を指定管理者に管理させるのは一定の困難を伴う
	・長期的な施策への取組は可能か	14			0	3	8	3	0	・制度設計による ・指定管理者が変わる場合、対応できないのではないかと ・契約期間を越えた長期的な視点は持ちにくい ・契約期間終了に伴い交代する可能性があるため、指定管理者による長期的な施策への取り組みは困難
	・市・教育委員会の新規施策への取組は可能か	14			0	4	10		0	・制度設計による ・契約期間中に新規施策を実施させることは一定の困難がある
2	図書館の目的・役割とその機能について									
	・無料の原則を維持できるのか	14			0	9	2	1	2	
	・法・条例・業務の仕様書で定められたもののほかに「図書館の自由に関する宣言」などに則った業務の遂行	13			1	5	5	1	3	・人物の資質によるので何とも言えない
	・資料の保存が保証されるのか、継続した蔵書構成が維持できるのか	13			1	5	8	1	0	・資料保存や館独自の蔵書構成の伝達維持が指定管理では困難 ・契約の内容次第 ・指定管理者は指定管理料の範囲で事業を成り立たせなければならず、かつ有期の契約であるから、継続した蔵書構成を維持するには一定の困難が伴う
	・県立図書館、市町村立図書館との協力	13			1	6	6	1	1	・契約の内容次第
	・専門的な知識・技術の継続的な蓄積を前提とした資料や情報を提供しているか	13			1	5	7		2	・司書の能力による ・専門知識を提供できる会社を選定する必要がある

判断基準		現状 (直営+窓口業務委託)				指定管理者制度				懸念されること
	・事業の継続性が確保されるか	11	1		2	3	8	1	2	・図書館に求められるニーズは時代により変化するので、継続性確保が良いとは限らない ・指定管理者の経営が悪化した場合、継続性が確保できない ・指定管理者とは有期との契約を締結するので、一定のリスクがある
3	地域の特性を踏まえた運営について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・学校図書館との連携	13			1	7	5		2	
	・地域資料の継続的な収集・保存ができるのか	12	1		1	5	8		1	
	・ボランティア団体との連携はできるのか	13			1	8	4		2	・連携は不可欠 ・契約期間内で相互信頼・理解を深めるのは難しい
	・他の行政組織との円滑な連携を実施できるのか	12	1		1	3	9	1	1	
4	高い専門性や豊富な経験を持つ職員の確保について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・職員のスキルの向上は可能か	14			0	9	3	1	1	・契約期間がネックになり、人材が育たないのではないか
	・職員の意見を図書館運営に反映できるか	14			0	9	4		1	
	・設置者と指定管理者(現状の窓口業務受託者)の意思の疎通は十分行えるか	8	6		0	4	9		1	・意思疎通の仕組みを作り上げれば対応可能
	・指定管理者が複数(A館にc社、B館にd社…)になった場合に、図書館ネットワークとして統一した運営に支障をきたさないか。	9	1	1	3	1	8	3	2	・指定管理者を複数にしない仕組みにすれば対応可能 ・指定管理者が複数になってしまうと支障が生じかねない
	・どの図書館でも、均質なサービスを提供できるか	11	2	1	0	2	8	2	2	・全て直営でも無理ではないか ・詳細なマニュアルの整備が必要
5	図書館の各種施策の実施について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・長期にわたる図書館評価を実施できるか	14			0	2	8	2	2	指定管理者が変わった場合、継続性に疑問
	・市・県・国の新規施策に対応できるか	11	3		0	4	8	1	1	
6	サービスの質の維持・向上について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・質の高いレファレンスを提供できるか	14			0	9	5		0	

判断基準		現状 (直営+窓口業務委託)				指定管理者制度				懸念されること
	・文化事業の開催	14			0	10	4		0	
	・バリアフリーサービス、多文化サービスの充実がはかれるのか	14			0	10	4		0	・契約期間内で利用者と信頼関係を構築できるのか疑問
	・あらゆる世代に向けたサービスの充実がはかれるのか	14			0	11	3		0	
	・中立性、公平性が確保されるのか	14			0	8	4	2	0	
	・図書館業務システムの円滑な運営が維持できるのか	13			1	9	4	1	0	
	・督促業務を実施することにより、資料の保存と提供の質を維持できるのか	12	1	1	0	8	5	1	0	・利用者のモラル低下によるところが大きいのでは
7	コスト削減効果について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・導入によりもたらされる金銭的な効果	5	1		8	8	2		4	・サービスの質を落とすのも可とすれば、コスト削減は取組可能 ・現状では、相当程度業務委託がすすんでおり、また、図書館費の削減も進行している。指定管理者の導入により更なる金銭的な効果を求めるとすれば、負の影響も伴うのではないか。
	・提供されるサービスのコストパフォーマンスが、現況より優れているのか	5	1		8	4	5		5	・今の段階でコストパフォーマンスまで判断するのは困難
	・広告事業や物販等により、収益を得ることができるか	7	4	1	2	13			1	・ハードルは高いが、直営でも可能
8	民間企業について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・創意工夫が図れる余地があるか	10	3		1	12	1		1	
	・企業の安定性や継続性は担保できるのか	×	×	×	×	2	10	1	1	・指定管理者の実態をモニタリングするには、ノウハウとコストが相応に必要 ・企業を選定する際に気をつければ良い
9	市民ニーズを踏まえたサービスの実施について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・市民の意見は反映しやすいか	12	1		1	10	3		1	指定管理者でもきちんと策を講じれば、十分可能。
	・施設は利用しやすいか(施設の修繕)	13			1	8	5		1	指定管理者でもきちんと策を講じれば、十分可能。
	・トラブルに対応できるのか(危機事案、警察対応等)	12	1		1	9	3	1	1	指定管理者でもきちんと策を講じれば、十分可能。

判断基準		現状 (直営+窓口業務委託)				指定管理者制度				懸念されること
	・図書館の目的以外のサービス(カフェ、物販、交流スペース、展示ホールなど)を提供できるか	3	8	1	2	10	2		2	・民間のほうが取り組み易い ・現状は、可能な限りの工夫はされているように思えるが、更になると施設的な限界があるのでは？ ・目的外のサービスは不要 ・現状でもある程度は提供できている
	・現状の図書館サービスに対する利用者の満足度は高いか[追加項目]	12			2	10	2		2	・アンケート結果の通りであると考え ・何をもって満足とするのか
10	開館日および利用時間について	○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
	・開館日の拡大は可能か	8	4		2	11	1		2	・直営でも指定管理でも対応可能 ・更なる拡大は不要 ・直営でも指定管理でも更なる拡大は難しいのでは？
	・利用時間の延長は可能か	8	4		2	11	1		2	・直営でも指定管理でも対応可能 ・更なる拡大は不要 ・直営でも指定管理でも更なる拡大は難しいのでは？
各基準の評価の単純合計		○	△	×	未記入 (保留)	○	△	×	未記入 (保留)	
		440	43	5	44	259	201	24	48	

回答総数14

政令市図書館の比較 （平成24年度）

1. 図書館数

順位	図書館数 (館数)
1	さいたま市 (24)
1	大阪市 (24)
3	浜松市 (22)
4	名古屋市 (21)
5	新潟市 (19)
6	横浜市 (18)
6	京都市 (18)
6	北九州市 (18)
9	千葉市 (14)
9	堺市 (14)
11	川崎市 (12)
11	静岡市 (12)
13	神戸市 (11)
13	広島市 (11)
13	福岡市 (11)
16	札幌市 (10)
17	岡山市 (9)
18	仙台市 (7)
19	相模原市 (4)
20	熊本市 (3)
政令市平均	14.1

表 1-1
図書館数

順位	市域面積 (km ²)
1	浜松市 (1,558.04)
2	静岡市 (1,411.85)
3	札幌市 (1,121.12)
4	広島市 (905.41)
5	京都市 (827.90)
6	岡山市 (789.92)
7	仙台市 (785.85)
8	新潟市 (726.10)
9	神戸市 (552.26)
10	北九州市 (489.56)
11	横浜市 (437.38)
12	熊本市 (389.54)
13	福岡市 (341.70)
14	相模原市 (328.83)
15	名古屋市 (326.43)
16	千葉市 (272.08)
17	大阪市 (223.00)
18	さいたま市 (217.49)
19	堺市 (149.99)
20	川崎市 (142.70)
政令市平均	599.86

表 1-2
市域面積

順位	施設密度
1	さいたま市 (0.110)
2	大阪市 (0.108)
3	堺市 (0.093)
4	川崎市 (0.084)
5	名古屋市 (0.064)
6	千葉市 (0.051)
7	横浜市 (0.041)
8	北九州市 (0.037)
9	福岡市 (0.032)
10	新潟市 (0.026)
11	京都市 (0.022)
12	神戸市 (0.020)
13	浜松市 (0.014)
14	相模原市 (0.012)
14	広島市 (0.012)
16	岡山市 (0.011)
17	札幌市 (0.009)
17	仙台市 (0.009)
19	静岡市 (0.008)
19	熊本市 (0.008)
政令市平均	0.039

表 1-3
施設密度

さいたま市の図書館は、他の政令市と比べて館数は多いか少ないか。

館数だけを見れば、大阪市とともにさいたま市はトップです（表 1-1）。

ここで、市の面積を考慮し（表 1-2）、市域にどれくらいの図書館が配置されているか、密度をみてみましょう（表 1-3）。すると大阪市を上回り、さいたま市が単独トップとなります。これは、他の政令市に比べて、利用者がより来館しやすい距離に図書館があることを示しています。

２．貸出数、予約数

順位	人口1人当たりの 貸出数
1	さいたま市 (8.5)
2	静岡市 (6.3)
3	岡山市 (6.2)
4	新潟市 (5.9)
5	堺市 (5.8)
6	京都市 (5.1)
7	名古屋市 (5.1)
8	浜松市 (4.9)
9	大阪市 (4.6)
10	千葉市 (4.4)
10	川崎市 (4.4)
12	神戸市 (4.3)
12	広島市 (4.3)
14	相模原市 (4.2)
15	熊本市 (4.1)
16	北九州市 (3.9)
16	仙台市 (3.9)
18	札幌市 (3.8)
19	福岡市 (3.3)
20	横浜市 (2.9)
政令市平均	4.8

表 2-1
人口1人当たりの貸出数

順位	人口1人当たりの 予約件数
1	さいたま市 (2.1)
2	川崎市 (1.2)
2	堺市 (1.2)
2	千葉市 (1.2)
2	広島市 (1.2)
6	神戸市 (1.1)
6	岡山市 (1.1)
6	大阪市 (1.1)
9	京都市 (1.0)
10	浜松市 (0.9)
10	新潟市 (0.9)
12	相模原市 (0.8)
13	札幌市 (0.7)
13	静岡市 (0.7)
13	横浜市 (0.7)
16	福岡市 (0.5)
17	熊本市 (0.4)
17	北九州市 (0.4)
19	名古屋市 (0.3)
20	仙台市 (0.2)
政令市平均	0.9

表 2-2
人口1人当たりの予約件数

人口1人当たりの貸出数をみると、さいたま市は政令市のなかでトップです（表2-1）。同様に人口1人当たりの予約件数（表2-2）もトップで、さいたま市の市民が図書館で多くの本を借りていることがわかります。

3. 蔵書数

順位	人口 (人)
1	横浜市 (3,707,843)
2	大阪市 (2,663,467)
3	名古屋市 (2,247,645)
4	札幌市 (1,919,664)
5	神戸市 (1,555,160)
6	福岡市 (1,459,411)
7	川崎市 (1,425,472)
8	京都市 (1,420,373)
9	さいたま市 (1,246,180)
10	広島市 (1,180,176)
11	仙台市 (1,038,522)
12	北九州市 (982,763)
13	千葉市 (958,161)
14	堺市 (849,348)
15	浜松市 (812,762)
16	新潟市 (805,767)
17	熊本市 (731,815)
18	静岡市 (719,188)
19	相模原市 (710,798)
20	岡山市 (701,923)
政令市平均	1,356,822

表3-1
人口

順位	蔵書冊数 (千点)
1	横浜市 (4,059)
2	大阪市 (3,882)
3	さいたま市 (3,447)
4	名古屋市 (3,213)
5	札幌市 (2,541)
6	静岡市 (2,265)
7	広島市 (2,220)
8	千葉市 (2,203)
9	浜松市 (2,162)
10	福岡市 (1,933)
11	堺市 (1,924)
12	神戸市 (1,902)
13	川崎市 (1,894)
14	北九州市 (1,860)
15	仙台市 (1,822)
16	新潟市 (1,807)
17	京都市 (1,790)
18	岡山市 (1,557)
19	相模原市 (1,411)
20	熊本市 (1,317)
政令市平均	2,260

表3-2
蔵書数

順位	人口1人当たりの 蔵書冊数
1	静岡市 (3.1)
2	さいたま市 (2.8)
3	浜松市 (2.7)
4	千葉市 (2.3)
4	堺市 (2.3)
6	新潟市 (2.2)
6	岡山市 (2.2)
8	相模原市 (2.0)
9	北九州市 (1.9)
9	広島市 (1.9)
11	熊本市 (1.8)
11	仙台市 (1.8)
13	大阪市 (1.5)
14	名古屋市 (1.4)
15	川崎市 (1.3)
15	福岡市 (1.3)
15	札幌市 (1.3)
15	京都市 (1.3)
19	神戸市 (1.2)
20	横浜市 (1.1)
政令市平均	1.9

表3-3
人口1人当たりの蔵書数

さいたま市の人口は、政令市のなかで9位という中ほどの規模ではありますが（表3-1）、蔵書数をみると他の政令市を抜いて3位となっています（表3-2）。よって、人口1人当たりの蔵書数も静岡市に次いで2位となっています（表3-3）。これは、利用に合わせて、さいたま市の図書館がより充実した資料の提供を行っていることを示しています。

政令指定都市図書館統計（平成24年度）

	人口 (人) ①	市域面積 (km ²) ②	図書館数 (館数) ③	蔵書冊数 (千点) ④	貸出点数 (千点) ⑤	予約件数 (千点) ⑥	23年度図書館費 決算額(千円)	23年度資料費 決算額(千円)
さいたま市	1,246,180	217.49	24	3,447	10,539	2,580.1	1,026,447	216,117
札幌市	1,919,664	1,121.12	10	2,541	7,244	1,439.0	606,508	154,379
仙台市	1,038,522	785.85	7	1,822	4,051	211.1	334,503	144,021
千葉市	958,161	272.08	14	2,203	4,252	1,177.1	706,889	119,322
横浜市	3,707,843	437.38	18	4,059	10,800	2,701.2	1,592,067	235,290
川崎市	1,425,472	142.70	12	1,894	6,263	1,780.0	567,230	173,652
相模原市	710,798	328.83	4	1,411	2,951	549.2	499,054	52,243
新潟市	805,767	726.10	19	1,807	4,723	726.6	625,562	236,633
静岡市	719,188	1,411.85	12	2,265	4,495	528.8	586,527	181,405
浜松市	812,762	1,558.04	22	2,162	3,953	760.9	688,556	105,999
名古屋市	2,247,645	326.43	21	3,213	11,437	643.1	924,806	216,153
京都市	1,420,373	827.90	18	1,790	7,233	1,399.3	803,043	150,072
大阪市	2,663,467	223.00	24	3,882	12,194	2,798.8	1,503,097	262,196
堺市	849,348	149.99	14	1,924	4,892	1,060.1	366,656	111,079
神戸市	1,555,160	552.26	11	1,902	6,761	1,729.5	814,779	185,888
岡山市	701,923	789.92	9	1,557	4,383	759.6	287,697	115,983
広島市	1,180,176	905.41	11	2,220	5,113	1,440.8	545,132	171,529
北九州市	982,763	489.56	18	1,860	3,867	427.0	859,852	144,138
福岡市	1,459,411	341.70	11	1,933	4,788	792.0	1,014,245	102,216
熊本市	731,815	389.54	3	1,317	2,966	319.4	355,553	183,946

※人口、面積は「平成25年版全国市町村要覧」(第一法規)による。

平成24年度の図書館数・蔵書冊数・貸出冊数・予約件数及び平成23年度の図書館費・資料費は『日本の図書館 2013』(日本図書館協会)による。

順位	人口 (人)	市域面積 (km ²)	図書館数 (館数)	蔵書冊数 (千点)	貸出点数 (千点)	予約件数 (千点)	23年度図書館費 決算額(千円)	23年度資料費 決算額(千円)
1	横浜市 (3,707,843)	浜松市 (1,558.04)	さいたま市 (24)	横浜市 (4,059)	大阪市 (12,194)	大阪市 (2,799)	横浜市 (1,592,067)	大阪市 (262,196)
2	大阪市 (2,663,467)	静岡市 (1,411.85)	大阪市 (24)	大阪市 (3,882)	名古屋市 (11,437)	横浜市 (2,701)	大阪市 (1,503,097)	新潟市 (236,633)
3	名古屋市 (2,247,645)	札幌市 (1,121.12)	横浜市 (22)	さいたま市 (3,447)	横浜市 (10,800)	さいたま市 (2,580)	さいたま市 (1,026,447)	横浜市 (235,290)
4	札幌市 (1,919,664)	広島市 (905.41)	名古屋市 (21)	名古屋市 (3,213)	さいたま市 (10,539)	川崎市 (1,780)	福岡市 (1,014,245)	名古屋市 (216,153)
5	神戸市 (1,555,160)	京都市 (827.90)	新潟市 (19)	札幌市 (2,541)	横浜市 (7,244)	神戸市 (1,730)	神戸市 (924,806)	さいたま市 (216,117)
6	福岡市 (1,459,411)	岡山市 (789.92)	横浜市 (18)	静岡市 (2,265)	京都市 (7,233)	広島市 (1,441)	北九州市 (859,852)	神戸市 (185,888)
7	川崎市 (1,425,472)	仙台市 (785.85)	京都市 (18)	広島市 (2,220)	神戸市 (6,761)	札幌市 (1,439)	神戸市 (814,779)	熊本市 (183,946)
8	京都市 (1,420,373)	新潟市 (726.10)	北九州市 (18)	千葉市 (2,203)	川崎市 (6,263)	京都市 (1,399)	京都市 (803,043)	静岡市 (181,405)
9	さいたま市 (1,246,180)	神戸市 (552.26)	千葉市 (14)	浜松市 (2,162)	広島市 (5,113)	千葉市 (1,177)	千葉市 (706,889)	川崎市 (173,652)
10	広島市 (1,180,176)	北九州市 (489.56)	堺市 (14)	福岡市 (1,933)	堺市 (4,892)	堺市 (1,060)	浜松市 (688,556)	広島市 (171,529)
11	仙台市 (1,038,522)	横浜市 (437.38)	川崎市 (12)	堺市 (1,924)	福岡市 (4,788)	福岡市 (792)	新潟市 (625,562)	札幌市 (154,379)
12	北九州市 (982,763)	熊本市 (389.54)	静岡市 (12)	神戸市 (1,902)	新潟市 (4,723)	浜松市 (761)	札幌市 (606,508)	京都市 (150,072)
13	千葉市 (958,161)	福岡市 (341.70)	神戸市 (11)	川崎市 (1,894)	静岡市 (4,495)	岡山市 (760)	静岡市 (586,527)	北九州市 (144,138)
14	堺市 (849,348)	相模原市 (328.83)	広島市 (11)	北九州市 (1,860)	岡山市 (4,383)	新潟市 (727)	川崎市 (567,230)	仙台市 (144,021)
15	浜松市 (812,762)	名古屋市 (326.43)	福岡市 (11)	仙台市 (1,822)	千葉市 (4,252)	名古屋市 (643)	広島市 (545,132)	千葉市 (119,322)
16	新潟市 (805,767)	千葉市 (272.08)	札幌市 (10)	新潟市 (1,807)	仙台市 (4,051)	相模原市 (549)	相模原市 (499,054)	岡山市 (115,983)
17	熊本市 (731,815)	大阪市 (223.00)	岡山市 (9)	京都市 (1,790)	浜松市 (3,953)	静岡市 (529)	堺市 (366,656)	堺市 (111,079)
18	静岡市 (719,188)	さいたま市 (217.49)	仙台市 (7)	岡山市 (1,557)	北九州市 (3,867)	北九州市 (427)	熊本市 (355,553)	浜松市 (105,999)
19	相模原市 (710,798)	堺市 (149.99)	相模原市 (4)	相模原市 (1,411)	熊本市 (2,966)	熊本市 (319)	仙台市 (334,503)	福岡市 (102,216)
20	岡山市 (701,923)	川崎市 (142.70)	熊本市 (3)	熊本市 (1,317)	相模原市 (2,951)	仙台市 (211)	岡山市 (287,697)	相模原市 (52,243)
政令市平均	1,356,822	599.86	14.1	2,260	6,145	1,191	735,410	163,113

施設密度 (③/②)	人口1人当たりの 蔵書冊数 (④×1,000/①)	人口1人当たりの 貸出数 (⑤×1,000/①)	人口1人当たりの 予約件数 (⑥×1,000/①)	1館当たりの 蔵書冊数 (④×1,000/③)	
0.110	2.8	8.5	2.1	143,625	さいたま市
0.009	1.3	3.8	0.7	254,100	札幌市
0.009	1.8	3.9	0.2	260,286	仙台市
0.051	2.3	4.4	1.2	157,357	千葉市
0.041	1.1	2.9	0.7	225,500	横浜市
0.084	1.3	4.4	1.2	157,833	川崎市
0.012	2.0	4.2	0.8	352,750	相模原市
0.026	2.2	5.9	0.9	95,105	新潟市
0.008	3.1	6.3	0.7	188,750	静岡市
0.014	2.7	4.9	0.9	98,273	浜松市
0.064	1.4	5.1	0.3	153,000	名古屋市
0.022	1.3	5.1	1.0	99,444	京都市
0.108	1.5	4.6	1.1	161,750	大阪市
0.093	2.3	5.8	1.2	137,429	堺市
0.020	1.2	4.3	1.1	172,909	神戸市
0.011	2.2	6.2	1.1	173,000	岡山市
0.012	1.9	4.3	1.2	201,818	広島市
0.037	1.9	3.9	0.4	103,333	北九州市
0.032	1.3	3.3	0.5	175,727	福岡市
0.008	1.8	4.1	0.4	439,000	熊本市
施設密度	人口1人当たりの 蔵書冊数	人口1人当たりの 貸出数	人口1人当たりの 予約件数	1館当たりの 蔵書冊数	順位
さいたま市 (0.110)	静岡市 (3.1)	さいたま市 (8.5)	さいたま市 (2.1)	熊本市 (439,000)	1
大阪市 (0.108)	さいたま市 (2.8)	静岡市 (6.3)	川崎市 (1.2)	相模原市 (352,750)	2
堺市 (0.093)	浜松市 (2.7)	岡山市 (6.2)	堺市 (1.2)	仙台市 (260,286)	3
川崎市 (0.084)	千葉市 (2.3)	新潟市 (5.9)	千葉市 (1.2)	札幌市 (254,100)	4
名古屋市 (0.064)	堺市 (2.3)	堺市 (5.8)	広島市 (1.2)	横浜市 (225,500)	5
千葉市 (0.051)	新潟市 (2.2)	京都市 (5.1)	神戸市 (1.1)	広島市 (201,818)	6
横浜市 (0.041)	岡山市 (2.2)	名古屋市 (5.1)	岡山市 (1.1)	静岡市 (188,750)	7
北九州市 (0.037)	相模原市 (2.0)	浜松市 (4.9)	大阪市 (1.1)	福岡市 (175,727)	8
福岡市 (0.032)	北九州市 (1.9)	大阪市 (4.6)	京都市 (1.0)	岡山市 (173,000)	9
新潟市 (0.026)	広島市 (1.9)	千葉市 (4.4)	浜松市 (0.9)	神戸市 (172,909)	10
京都市 (0.022)	熊本市 (1.8)	川崎市 (4.4)	新潟市 (0.9)	大阪市 (161,750)	11
神戸市 (0.020)	仙台市 (1.8)	神戸市 (4.3)	相模原市 (0.8)	川崎市 (157,833)	12
浜松市 (0.014)	大阪市 (1.5)	広島市 (4.3)	札幌市 (0.7)	千葉市 (157,357)	13
相模原市 (0.012)	名古屋市 (1.4)	相模原市 (4.2)	静岡市 (0.7)	名古屋市 (153,000)	14
広島市 (0.012)	川崎市 (1.3)	熊本市 (4.1)	横浜市 (0.7)	さいたま市 (143,625)	15
岡山市 (0.011)	福岡市 (1.3)	北九州市 (3.9)	福岡市 (0.5)	堺市 (137,429)	16
札幌市 (0.009)	札幌市 (1.3)	仙台市 (3.9)	熊本市 (0.4)	北九州市 (103,333)	17
仙台市 (0.009)	京都市 (1.3)	札幌市 (3.8)	北九州市 (0.4)	京都市 (99,444)	18
静岡市 (0.008)	神戸市 (1.2)	福岡市 (3.3)	名古屋市 (0.3)	浜松市 (98,273)	19
熊本市 (0.008)	横浜市 (1.1)	横浜市 (2.9)	仙台市 (0.2)	新潟市 (95,105)	20
0.039	1.9	4.8	0.9	187,550	政令市平均

さいたま市の読書・図書館利用傾向

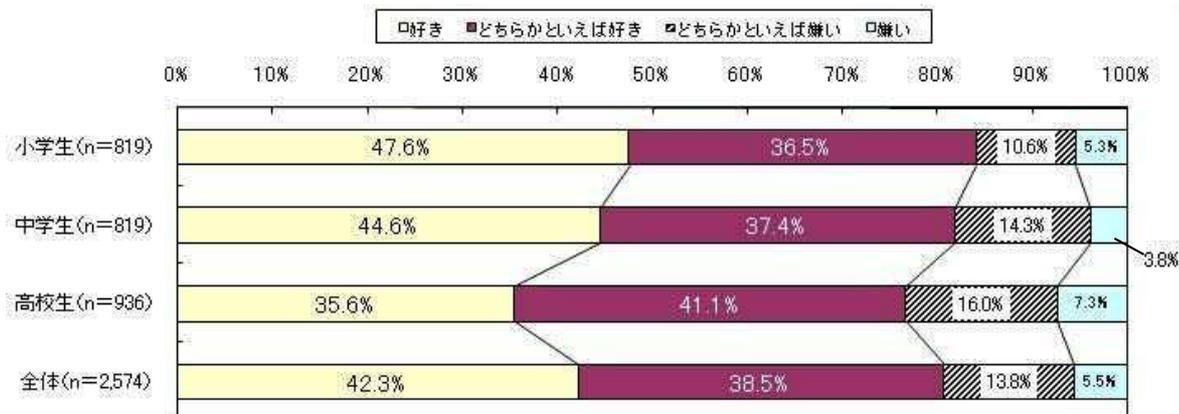
- | | |
|--------------------|---|
| 1. 児童・生徒の読書 | 2 |
| 2. 生涯学習関連施設のなかの図書館 | 4 |

1. 児童・生徒の読書

* 出典：「平成 25 年度（第 9 回）読書についてのアンケート調査結果」（中央図書館 資料サービス課）

質問 1 あなたは本を読むことが好きですか。（n=回答者数）

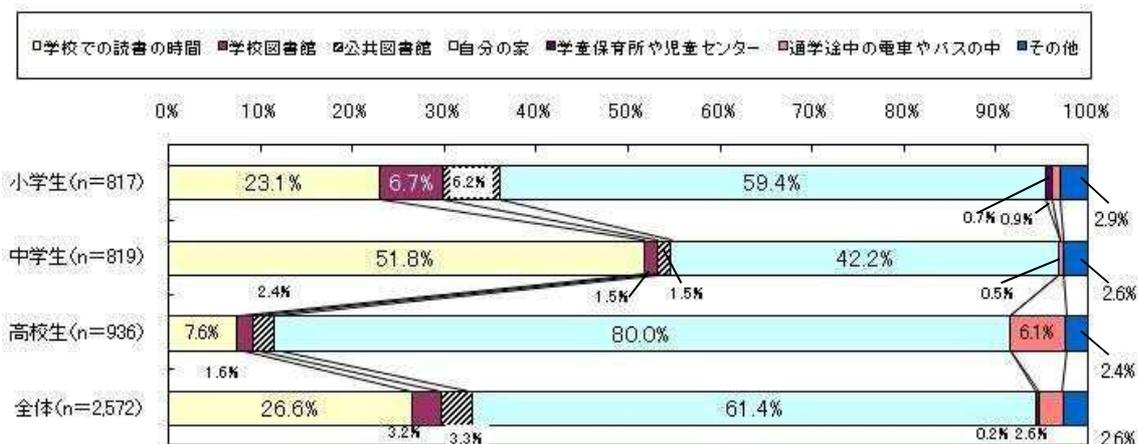
(単位:人)	n	好き	どちらか といえば 好き	どちらか といえば 嫌い	嫌い
小学生	819	390	299	87	43
中学生	819	365	306	117	31
高校生	936	333	385	150	68
計	2,574	1,088	990	354	142



本を読むことが「好き」、または「どちらかといえば好き」と回答した合計は、小学生で 84.1%、中学生で 82.0%である。高校生においては 76.7%と小学生・中学生と比較してやや低い。全体としては、80.8%の児童生徒が、本を読むことが好きであると答えている。

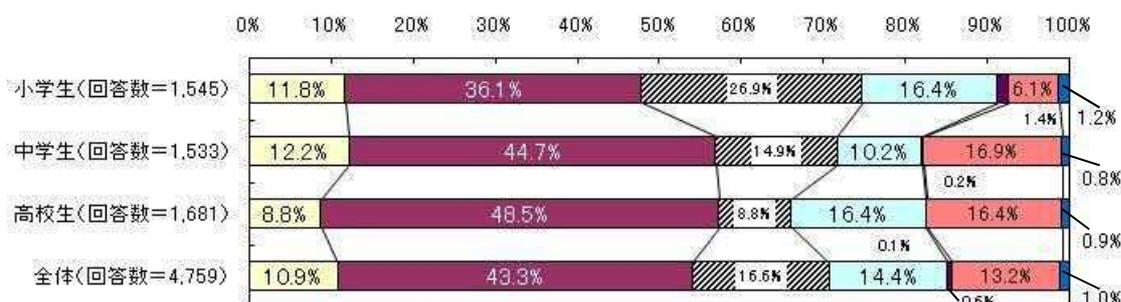
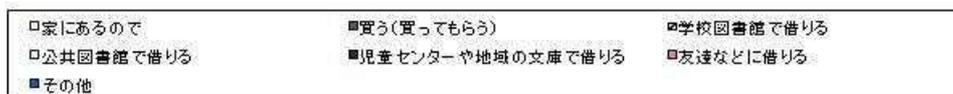
質問 3 あなたは本を読むとき、どこで読むことが多いですか。最も多いものを1つ選んでください。（n=回答者数）

(単位:人)	n	学校での 読書の時間	学校 図書館	公共 図書館	自分の家	学童保育 所や児童 センター	通学途中 の電車や バスの中	その他
小学生	817	189	55	51	485	6	7	24
中学生	819	424	12	12	346	0	4	21
高校生	936	71	15	22	749	0	57	22
計	2,572	684	82	85	1,580	6	68	67



質問5 あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れることが多いですか。あてはまるものを、2つまで選んでください。

	回答数	家にあるので	買う(買ってもらう)	学校図書館で借りる	公共図書館で借りる	児童センターや地域の文庫で借りる	友達などに借りる	その他
小学生	1,545	182	558	416	254	22	94	19
中学生	1,533	187	686	228	157	3	259	13
高校生	1,681	148	816	148	276	2	276	15
計	4,759	517	2,060	792	687	27	629	47



本の入手先について、「買う（買ってもらう）」と回答した割合が、最も高い。
 「学校図書館で借りる」と回答した割合は、小学生・中学生・高校生になるにつれて減少している。
 中学生・高校生では、「友達などに借りる」と回答した割合が「買う（買ってもらう）」に次いで高い。

* 出典：『ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども』のために」（平成24年9月）（さいたま市教育委員会）より「生活習慣や学習環境等に関する調査」結果【中学生】【小学生】（数値は回答割合）

質問事項	平成25年度				平成24年度		
	さいたま市		全国	大都市	さいたま市		全国
	中2	中3	中3	中3	中2	中3	中3
家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たり30分以上、読書をする。 「2時間以上」「1時間以上、2時間より少ない」「30分以上、1時間より少ない」を合わせた値	42.8	31.0	29.5	28.6	42.3	30.3	28.1
質問事項	平成25年度				平成24年度		
	さいたま市		全国	大都市	さいたま市		全国
	小5	小6	小6	小6	小5	小6	小6
家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たり30分以上、読書をする。 「2時間以上」「1時間以上、2時間より少ない」「30分以上、1時間より少ない」を合わせた値	52.9	40.5	36.6	36.9	52.1	37.0	34.8

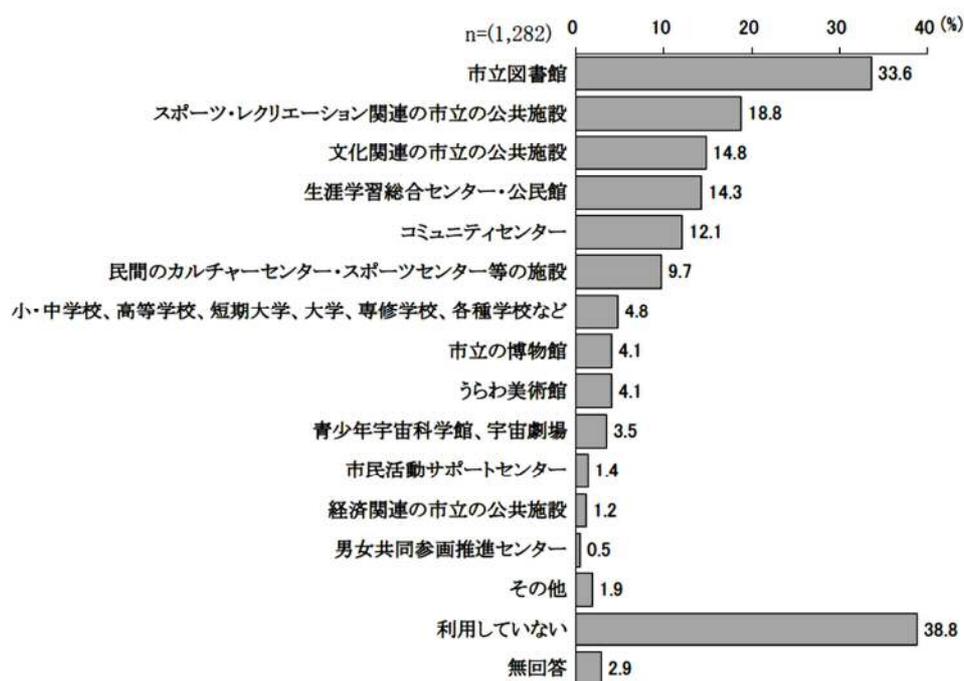
平成25年度全国学力・学習状況調査「生活習慣等に関する質問紙調査」（中3、小6）、さいたま市学習状況調査「生活や学習に関する調査」（中2、小5）が元のデータ。平成24年度の大都市（政令指定都市と東京23区）の集計はなし。
 大都市（政令指定都市及び東京23区）や全国と比べてもさいたま市の児童・生徒がよく本を読んでいることがわかる。

2. 生涯学習関連施設のなかの図書館

* 出典：「さいたま市生涯学習市民意識調査報告書」（平成 25 年 1 月）（さいたま市教育委員会）

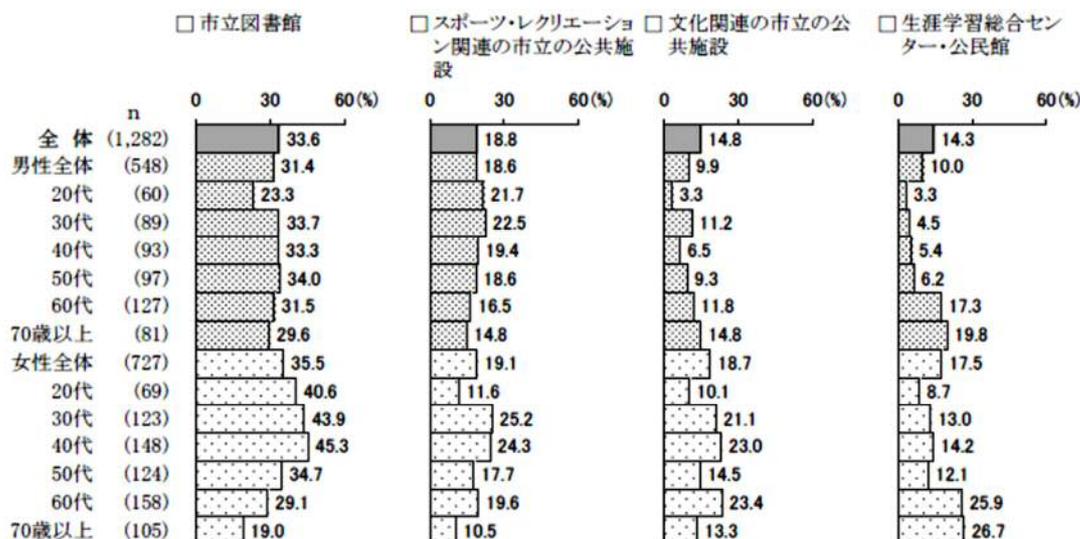
（1）この 1 年間に利用した市内の生涯学習関連施設

問 8 あなたは、この 1 年間に、さいたま市内のどの生涯学習関連施設を利用しましたか。
（〇はあてはまるものすべて）



この 1 年間に利用した市内の生涯学習関連施設としては、「市立図書館」が 33.6% で最も多く、以下「スポーツ・レクリエーション関連の市立の公共施設」(18.8%)、「文化関連の市立の公共施設」(14.8%)、「生涯学習総合センター・公民館」(14.3%) の順で続いている。

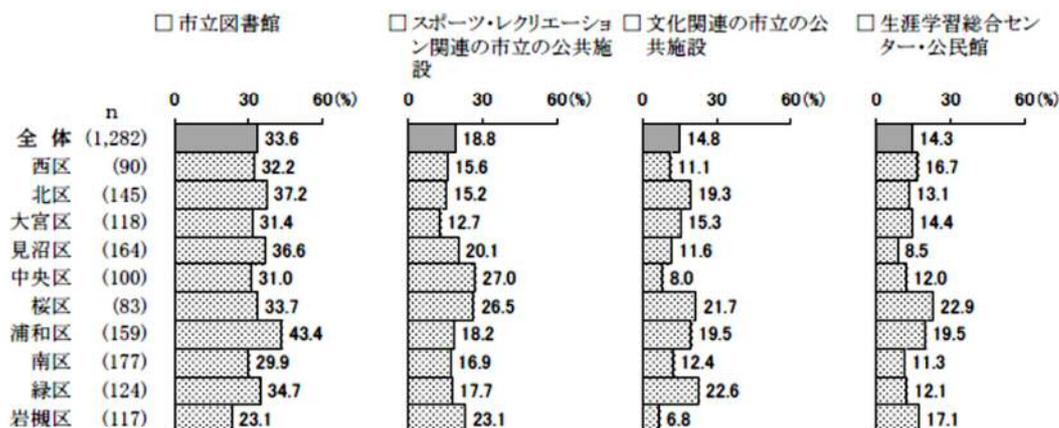
〈 性別、性・年代別／この1年間に利用した市内の生涯学習関連施設／上位4項目 〉



性別でみると、女性では「文化関連の市立の公共施設」が18.7%と、男性（9.9%）より多くなっている。

性・年代別でみると、男性の場合、20代から50代で「スポーツ・レクリエーション関連の市立の公共施設」が2割前後を占めている。女性の場合、20代から40代で「市立図書館」が4割を超え、他の年代より多くなっている。

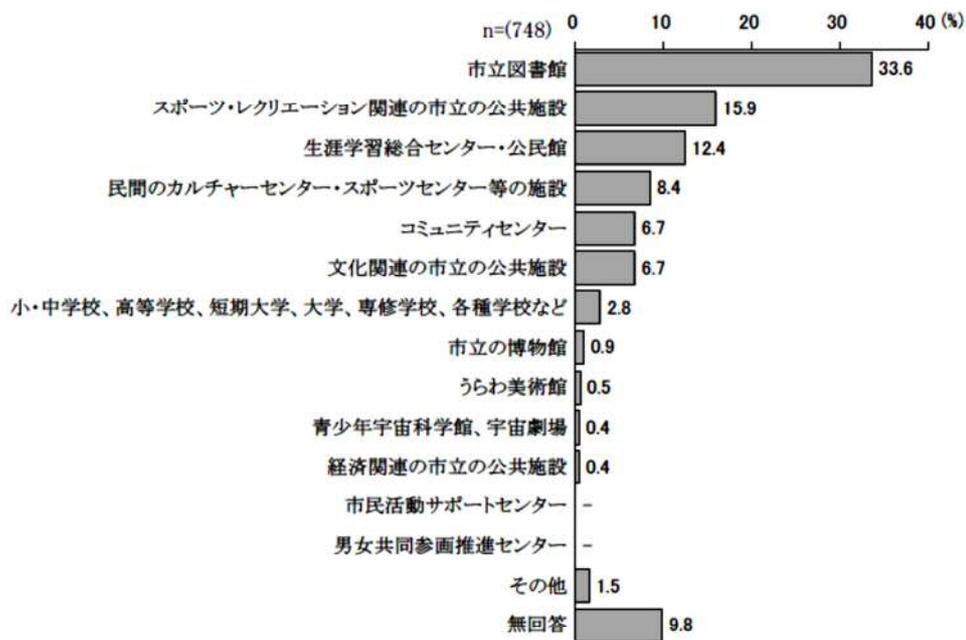
〈 区別／この1年間に利用した市内の生涯学習関連施設／上位4項目 〉



区別でみると、浦和区では「市立図書館」が43.4%と全区中最も多くなっている。また、中央区、桜区では「スポーツ・レクリエーション関連の市立の公共施設」が2割台半ばを超えて、他の区より多くなっている。

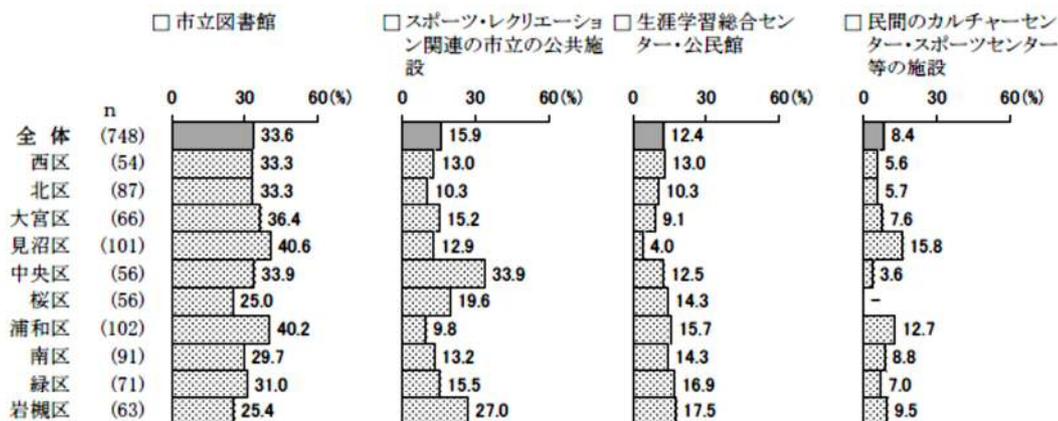
（2）この1年間で最も頻繁に利用した施設

問8で「1～14」に1つでも○をつけた方に
 問8-1 では、利用した施設のなかで、最も頻繁に利用した施設の番号を1つだけご記入ください。



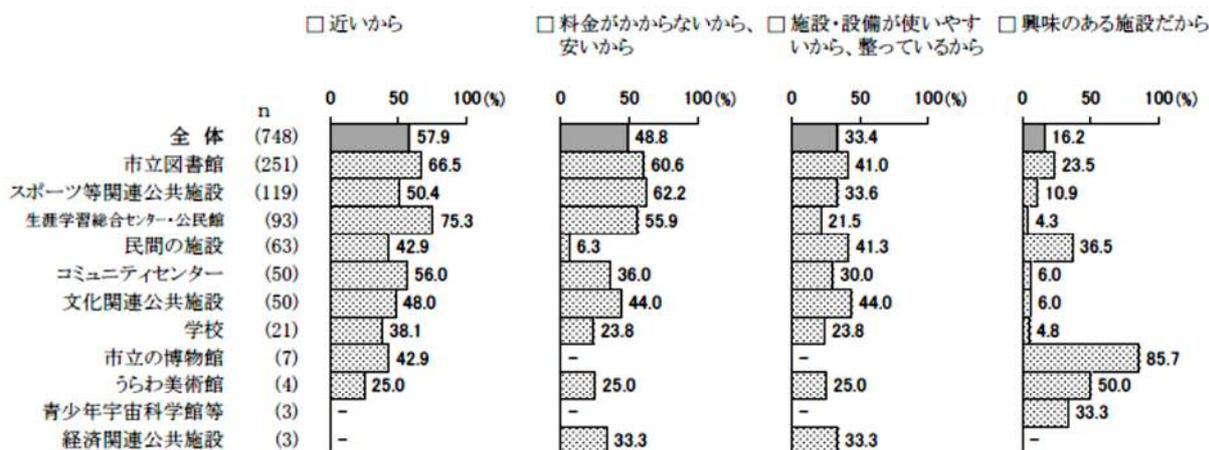
この1年間に最も頻繁に利用した施設としては、「市立図書館」が33.6%で最も多く、以下「スポーツ・レクリエーション関連の市立の公共施設」（15.9%）、「生涯学習総合センター・公民館」（12.4%）の順が続いている。

〈 区別／この1年間で最も頻繁に利用した施設／上位4項目 〉



区別で見ると、見沼区、浦和区では「市立図書館」が、いずれも4割を超え、他の区より多くなっている。中央区、岩槻区では「スポーツ・レクリエーション関連の市立の公共施設」が、それぞれ33.9%、27.0%と、全区中最も多くなっている。

〈 この1年間で最も頻繁に利用した施設別／最も頻繁に利用した理由／上位4項目 〉



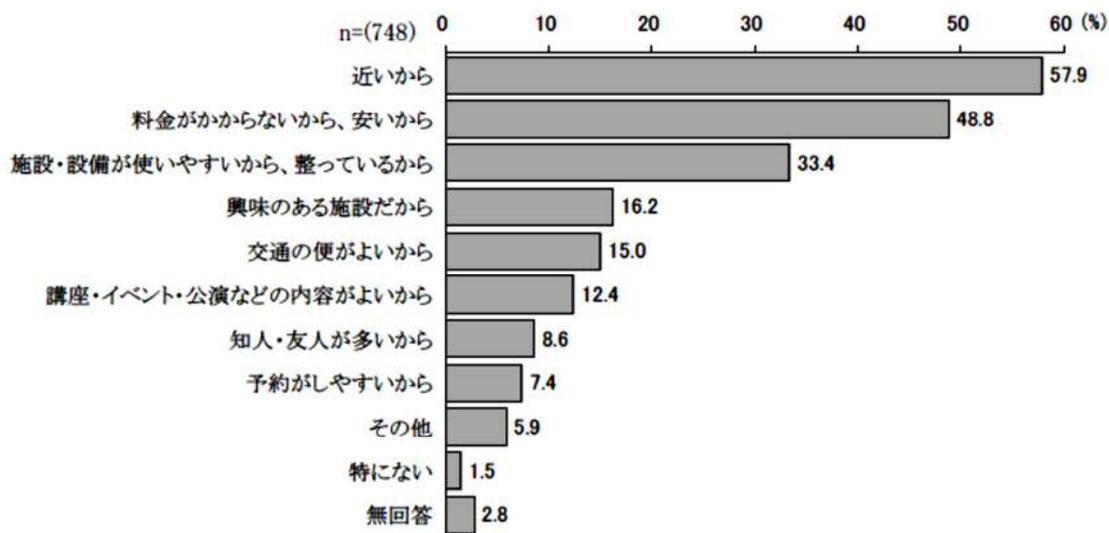
※ 回答者数が20人未満のものは分析ではふれていない。

この1年間で最も頻繁に利用した施設別で見ると、市立図書館では「近いから」(66.5%)と並んで「料金がかからないから、安いから」(60.6%)が多くなっている。生涯学習総合センター・公民館では「近いから」が75.3%と極めて多くなっている。スポーツ等関連公共施設(体育館、プールなど)では「料金がかからないから、安いから」が62.2%と多くなっている。

（3）最も頻繁に利用した理由

問8-1で記入した施設について

問8-1-1 その施設を頻繁に利用する理由は何ですか。（〇はあてはまるものすべて）



最も頻繁に利用した理由としては、「近いから」が57.9%で最も多く、以下「料金がかからないから、安いから」（48.8%）、「施設・設備が使いやすいから、整っているから」（33.4%）の順で続いている。

さいたま市図書館協議会委員一覧

	氏 名	備 考
1	田中 薫	(委員長) さいたま市図書館友の会会長
2	桑原 忠	(副委員長) 元大学図書館職員
3	横内 武彦	大宮学事始代表
4	青羽 章仁	さいたま市PTA協議会理事
5	川村 典子	さいたま市私立幼稚園協会緑区支部長
6	新保 和江	与野朗読ボランティアひびき前副会長
7	高橋 清子	さいたま市よい本を読む運動推進員会監事
8	谷岡 章子	大宮こども文庫の会事務局長
9	水野 美由紀	音訳グループ木曜会元代表
10	井上 泰寿	公募
11	大野 博	公募
12	宮内 則幸	公募
13	福島 博子	さいたま市立小学校校長会
14	荻田 哲男	さいたま市中学校長会
15	杉林 正敏	さいたま市立高等学校長会 (平成26年6月20日より就任)
※	石川 秀雄	さいたま市立高等学校長会 (平成26年3月31日に退任)

(任期：平成25年11月1日から平成27年10月31日まで)

さいたま市図書館協議会審議経過

会議経過及び内容

開催日	説明及び審議事項
平成25年11月12日	<ul style="list-style-type: none">・諮問の経緯および図書館の課題について・指定管理者制度全般について
平成26年3月25日	<ul style="list-style-type: none">・「図書館の管理運営に関するアンケート」(利用者・ボランティア団体)について・指定管理者制度全般について・指定管理者制度導入の判断基準表(案)について
平成26年7月15日	<ul style="list-style-type: none">・指定管理者制度導入の判断基準表による評価結果について・答申の方向性および答申骨子(案)について
平成26年10月10日	<ul style="list-style-type: none">・答申案について
平成26年11月17日	<ul style="list-style-type: none">・答申案について